

基地の町から平和の町へ！

砂川闘争・伊達判決50周年

立川市に無防備地域宣言・平和条例を！

伊達判決の今日的意義と平和な町づくり

講師

水島朝穂氏 (早稲田大学教授)



参加費 500円(資料代)

4月11日(土) 18:30

立川市柴崎学習館

今年、砂川闘争・伊達判決から50周年

みなさん、今から50年前(1959年)の3月30日、東京地方裁判所の伊達秋雄裁判長が「合衆国軍隊の駐留は憲法第9条第2項に違反し許すべからざるものである」という判決を下したにご存じでしょうか。

今、自衛隊は、イラク派兵に続き、ソマリア沖へ派兵されようとしています。立川市では、64年前の軍都であるが故の悲劇として語り継がれている立川空襲の教訓を顧みず、国民保護計画がこの3月に作られています。

節目の年2009年「何が問われているのか」

水島朝穂氏の講演にぜひご参加ください

私たちはこの間、軍民分離(軍事基地や施設と住民を分離する)が盛り込まれたジュネーブ条約を生かし、平和条例を作る取り組みを進めてきました。そして学習や街頭での宣伝を通じ、憲法が謳う非戦・非武装の町こそ、市民を守るものだとして強く感じています。今回は平和条例を作る直接請求を前にして、憲法学者としてご活躍されている水島朝穂氏を迎えて、50年前の伊達判決の今日的意義と平和な町づくりを熱く語って頂きます。ぜひご参加ください。

平和条例・直接請求の呼びかけ・賛同人を

募っています。下記までご連絡を！

主催：平和な町条例を作る立川市民の会(準)

連絡先：090-4227-8598(塚本)

講師紹介

早稲田大学法学学術院(法学部、大学院法学研究科)教授。

法学博士。憲法学/法政策論。

1953年4月3日 東京都府中市生まれ。

1983年8月 早稲田大学大学院法学研究科
博士課程単位取得退学

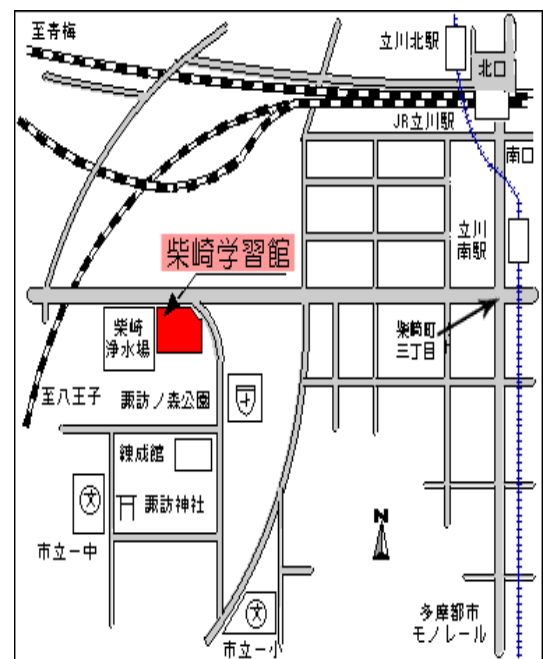
1983年9月 札幌商科大学商学部助教授

1989年9月 広島大学総合科学部助教授

1996年4月より現職

1999年3月から2000年3月末までドイツ・ボン大学公法研究所(J. Isensee教授)で**在外研究**

『武力なき平和と日本国憲法の構想力』(岩波書店)など著書多数



基地の町から平和の町へ！ 立川市に“平和な町条例”をつくらう！

ご存知ですか？ いま立川市に国民保護計画がつけられようとしていることを



国民保護計画とは、有事の際（武力による紛争などが自治体に迫ってきたときに、市民を保護するためという名目で、国の定めた有事法制に沿って、作られる計画。有事避難訓練なども含まれています。しかし、この計画は決して市民を守るものではありません。戦前のような戦闘協力体制に市民を巻き込み、市民を標的にさらす危険な内容を含んでいます。前青木市政の下では準備されなかった国民保護計画がこの3月に清水市政の下で、いま作られようとしています。

重要なのは 軍（軍隊や基地）と民（市民）をはっきりと分離することです

基地や軍隊はいわゆる有事が発生した時は、相手方の攻撃目標になります。つまり、市民の安全を守るためには、なるべく軍隊や基地から市民を遠ざけなければなりません。ジュネーブ条約第一追加議定書は、第58条において、この条約を批准している政府に軍事基地・施設を住民の暮らしている場所の近くに置くことを禁じ、さらに第59条において、もし武力紛争が発生しても、軍と民を分離し、基地や軍隊のない場所（市民が暮らす地域も含め）へは無防備地域宣言をしたら、攻撃してはいけないと言っています。



憲法9条とジュネーブ条約を生かした平和な町づくりを一緒に取り組みませんか！



私たちは、立川市を基地の町から平和の町に変えたいのです。あの第二次世界大戦末期1945年に立川市でも米軍の空襲がありました。軍用施設を狙った爆撃で350名を超える市民が犠牲になりました。私たちの国の憲法は軍隊や基地を持つことを禁じています。基地や軍隊を持たないでこそ本当の平和は作れるはずですよ。

百年に一度の経済危機なら、なおのこと軍隊や基地をなくす努力をすべきです。憲法9条とジュネーブ条約を生かした平和な町づくりを一緒に取り組みましょう。

4月末から1カ月間・平和条例を作る直接請求署名を予定しています。
運動の呼びかけ人、署名を集める受任者になりませんか。下記までご連絡を。

平和な町条例を作る立川市民の会準備会
連絡先：090-4227-8598（塚本）